

三重県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

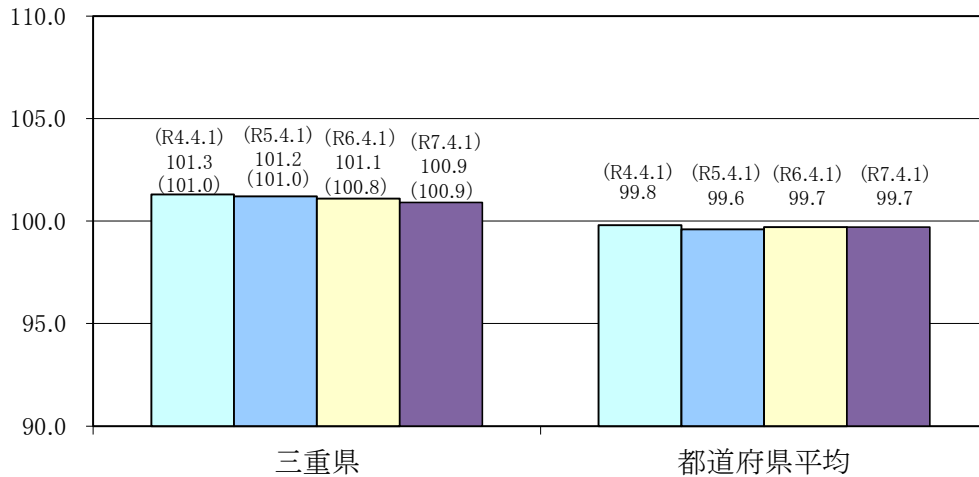
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 1,741,266	千円 774,973,766	千円 9,898,160	千円 216,400,500	% 27.9	% 26.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 21,127	千円 97,314,187	千円 20,132,602	千円 41,305,595	千円 158,752,384	千円 7,514	千円 7,115

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出します。)  
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

本県では、人事委員会勧告に基づき、地域の民間給与水準を適切に反映させた結果、国の給与水準を上回る状況となっています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円 398,579	円 386,951	円 11,628 (3.01%)	% 2.99	% 2.99	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	月 4.63	月 4.60	月 0.03	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

行政職給料表において3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準である鈴鹿市11%、四日市市9%、その他2~5%に対し、

県内一律4.7%を支給。

(実施時期)

令和4年度の人事委員会の勧告により、令和4年4月1日に遡及し県内一律4.7%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3~12% 鈴鹿市12%、四日市市10%、津市・桑名市・亀山市6%、名張市・伊賀市3%	2~11% 鈴鹿市11%、四日市市9%、津市・桑名市・亀山市5%、名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町3%、他2%	4~10% 鈴鹿市10%、四日市市8%、他4%
三重県の支給割合	4.7%	4.7%	4.7%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	43.3 歳	336,785 円	427,270 円	375,878 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

#### ②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	46.3 歳	388,600 円	449,280 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

#### ③小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三重県	41.0 歳	369,642 円	421,539 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

#### ④警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三重県	39.8 歳	353,363 円	492,754 円	392,742 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	228,300 円	220,000 円
	高 校 卒	195,200 円	188,000 円
高等学校教育職	大 学 卒	254,700 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	254,700 円	—
警 察 職	大 学 卒	254,100 円	255,200 円
	高 校 卒	226,600 円	216,400 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	290,246 円	368,675 円	392,943 円	406,472 円
	高 校 卒	258,164 円	329,588 円	368,990 円	391,011 円
高等学校教育職	大 学 卒	341,239 円	405,830 円	430,315 円	443,738 円
小・中学校教育職	大 学 卒	341,046 円	403,009 円	423,284 円	433,626 円
警 察 職	大 学 卒	307,100 円	390,178 円	413,884 円	428,429 円
	高 校 卒	292,106 円	358,276 円	391,744 円	415,383 円

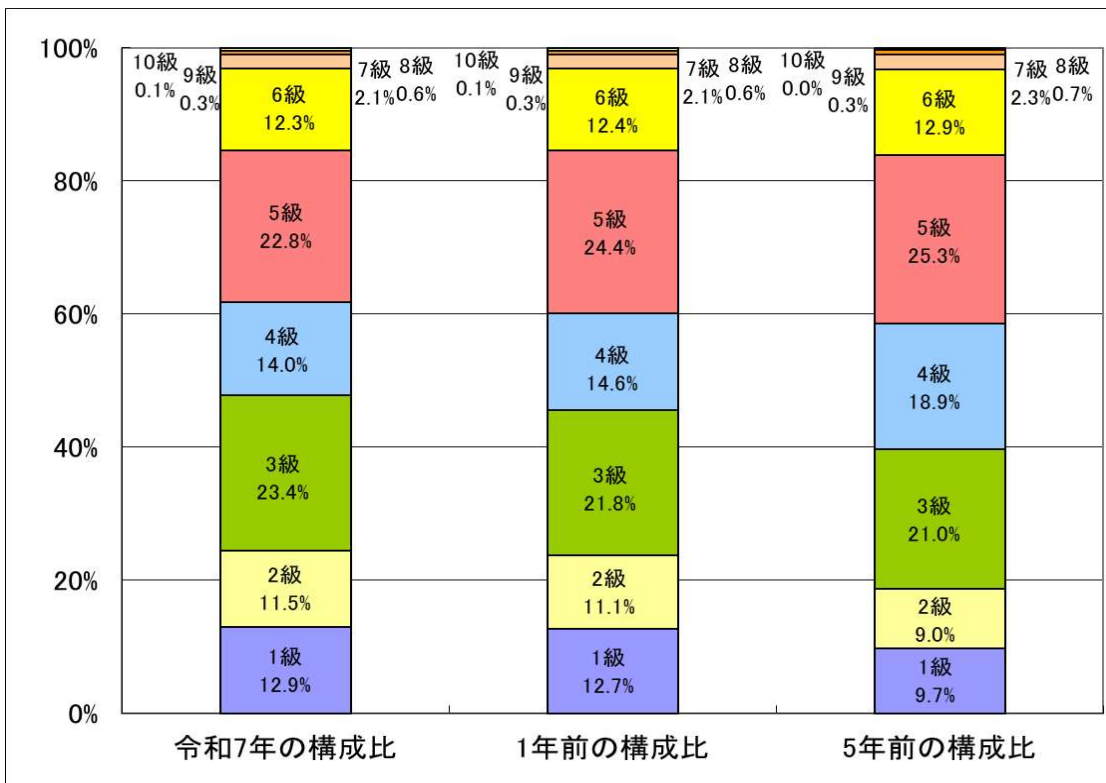
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

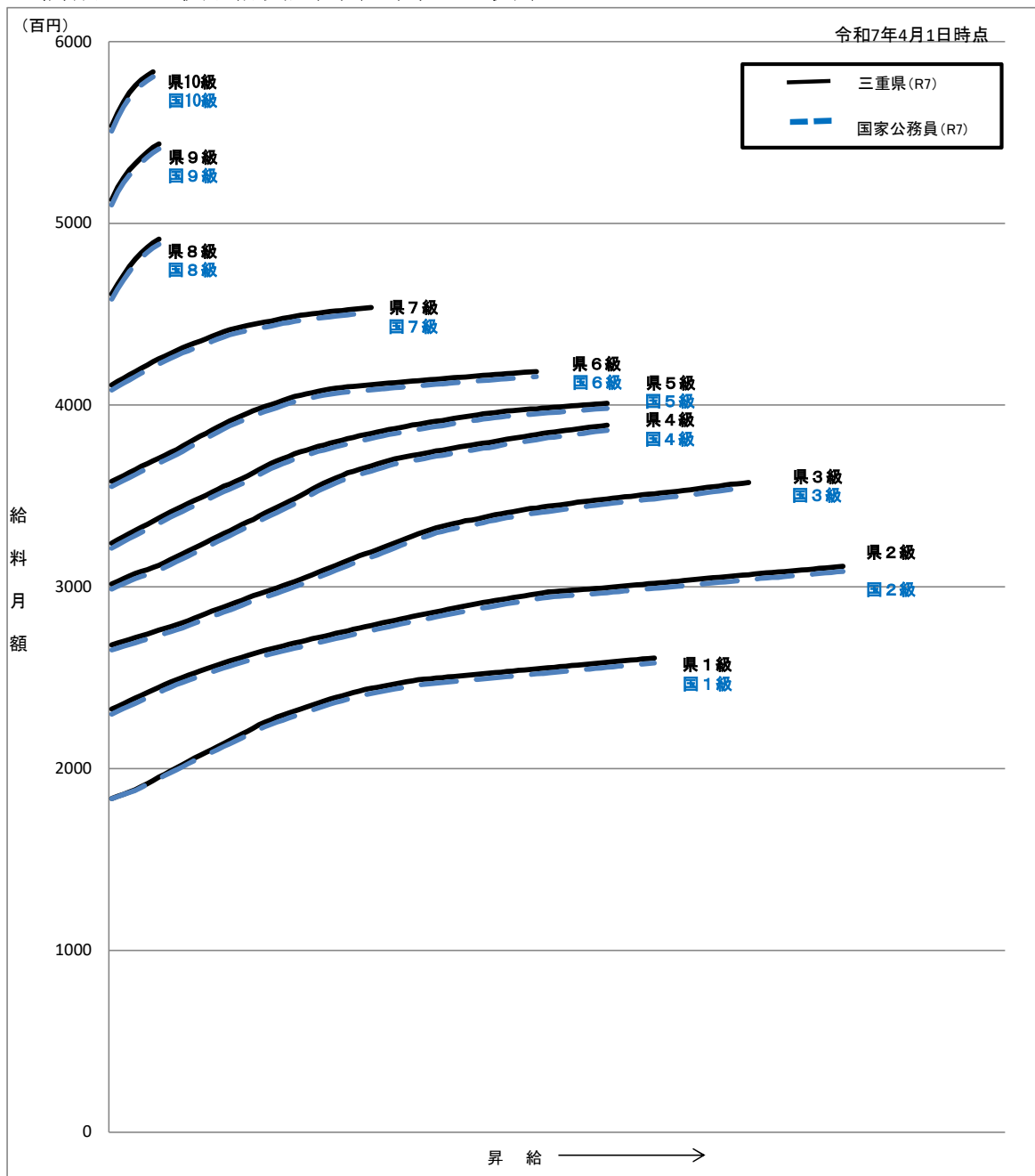
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	698人	12.9%	183,500円	260,900円
2級	主事、技師	624人	11.5%	232,800円	311,300円
3級	主査、主任	1,263人	23.4%	268,100円	357,500円
4級	主幹、主査	754人	14.0%	301,600円	388,900円
5級	班長、主幹	1,231人	22.8%	324,100円	401,000円
6級	課長、班長	667人	12.3%	358,000円	418,500円
7級	次長、課長	113人	2.1%	411,100円	453,700円
8級	副部長、次長	33人	0.6%	461,100円	491,300円
9級	部長、局長	18人	0.3%	513,000円	543,700円
10級	部長	3人	0.1%	553,600円	583,400円

(注) 1 三重県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三重県）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

三重県		国	
1人当たり平均支給額（6年度）		—	
1,775 千円			
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.4) 月分	(1.0) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 10～25%</li> </ul>	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三重県）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

##### (2) 退職手当（7年4月1日現在）

三重県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
自己都合 応募認定・定年			—		
1人当たり			—		
平均支給額 8,825千円 22,793千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		4,750,143 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		226 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
一級地（東京都特別区）	20 %	26 人	20 %
二級地（大阪市等）	16 %	11 人	16 %
三級地（名古屋市等）	11～14 %	6 人	11～14 %
四級地（その他県外）	6 %	5 人	6 %
県内	4.7 %	20,928 人	2～11 %
医師	16 %	45 人	16 %
平均支給割合	4.75 %	—	4.97 %

(注) 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

##### (4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		1,134,610 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		159 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		33.8 %	
手当の種類（手当数）		34 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当の名称、主な支給対象職員及びその業務、支給単価については、三重県のホームページをご覧ください。			

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (6年度決算)	4,082,523 千円
職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	505 千円
支給実績 (5年度決算)	3,885,997 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	480 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

## (6) その他の手当 (7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額12,000円 ・配偶者 月額3,000円 ・その他 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円を加算	異なる	子に係る扶養手当 国：11,500円 県：12,000円	2,185,810 千円	249,835 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・最高 月額28,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	1,336,334 千円	276,846 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額(最高 月額150,000円) ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 (交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕) ・自転車使用 月額3,000円	異なる	[交通用具使用者] 距離に応じて月額2,000円～31,600円 (駐車場利用料金の支給あり)	2,335,751 千円	109,173 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円+加算額(配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円)	同じ		115,496 千円	387,570 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		634,386 千円	156,987 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		216,314 千円	94,626 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・一般の宿日直 勤務1回につき4,400円(5時間未満 2,200円) ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円(5時間未満 10,500円) ・常直 月額 22,000円(勤務日数1/2以下 11,000円)	同じ		401,975 千円	173,639 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額 139,300円	異なる	・行政職給料表 最高 月額 139,300円 (国と異なる区分あり)	1,395,813 千円	708,894 円

管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて3,000円～12,000円	同じ		9,151 千円	45,755 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師、獣医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に一定期間支給 ・最高 月額370,400円（医師又は歯科医師） ・最高 月額50,000円（獣医師）	異なる	獣医師は支給なし	160,228 千円	1,885,035 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	同じ		5,493 千円	152,583 円
農林漁業普及 指導手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業に専ら従事する職員に給料の8/100を支給	—		28,488 千円	296,750 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に給料及び扶養手当の4/100～25/100を支給	—		38,512 千円	208,173 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に給料の10/100（管理職手当を受ける者にあつては8/100）を支給	—		97,295 千円	369,943 円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の教育職員で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する職員に給料の6/100～10/100を支給	—		155,437 千円	365,734 円
義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・最高 月額8,000円	—		846,514 千円	56,725 円

## 5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知 事	1,300,000 円
	副 知 事	1,025,000 円
報酬	議 長	1,036,000 円
	副 議 長	914,000 円
	議 員	843,000 円
期末手当	知 事	(6年度支給割合) 3.45 月分
	議 長	(6年度支給割合) 3.45 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×56/100 3,494.4万円 (任期毎)
	副 知 事	102万5千円×在職月数×37/100 1,820.4万円 (任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

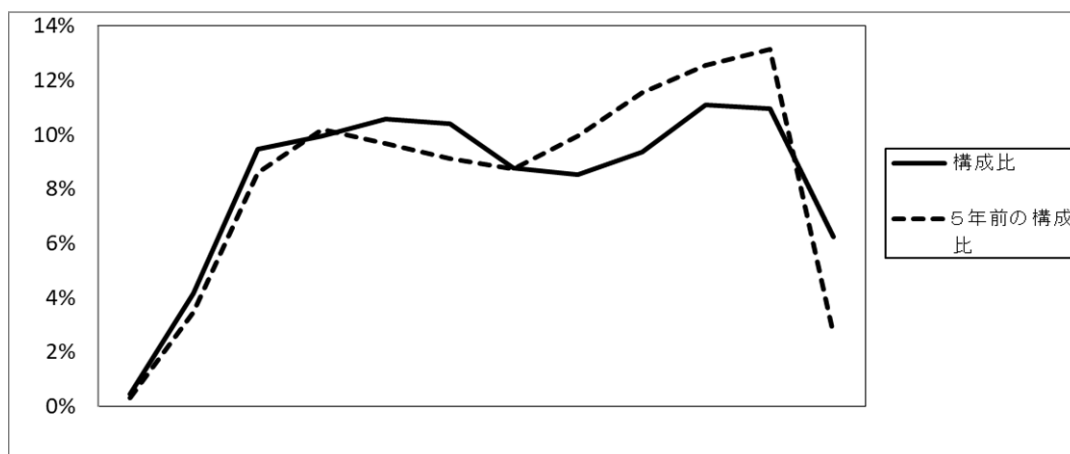
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	34	35	△ 1	○業務の見直し等による減 ○大阪・関西万博の推進、全国豊かな海づくり大会の推進、大規模施設整備の推進による増
		総 務	816	819	△ 3	
		税 務	227	228	△ 1	
		民 生	545	535	10	
		衛 生	562	565	△ 3	
		労 働	64	66	△ 2	
		農林水産	920	931	△ 11	
		商 工	203	203	0	
		土 木	913	903	10	
	計	4,284	4,285	△ 1	(参考：人口10万人あたり職員数 246人)	
	教育部門	15,077	15,171	△ 94	○児童生徒数の減少に伴う学級数の減少等による減 ○特別支援教育の充実による増 ○県立夜間中学開校による増	
	警察部門	3,452	3,455	△ 3		
	小 計	22,813	22,911	△ 98	(参考：人口10万人あたり職員数 1,310人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	278	276	2		
	水 道	93	95	△ 2		
	下水道ほか	147	145	2		
	小 計	518	516	2		
合 計		23,331 [23,492]	23,427 [23,500]	△ 96 [△ 8]	(参考：人口10万人あたり職員数 1,339人)	

(注) 1 職員数は常勤の一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	102人	971人	2,212人	2,326人	2,472人	2,429人	2,046人	1,993人	2,181人	2,593人	2,553人	1,453人	23,331人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,313	4,345	4,327	4,312	4,285	4,284	△29 (△0.7%)
教育	13,571	15,318	15,262	15,179	15,171	15,077	1,506 (11.1%)
警察	3,458	3,436	3,426	3,426	3,455	3,452	△6 (△0.2%)
消防							
普通会計計	21,342	23,099	23,015	22,917	22,911	22,813	1,471 (6.9%)
公営企業等会計計	533	525	529	520	516	518	△15 (△2.8%)
総合計	21,875	23,624	23,544	23,437	23,427	23,331	1,456 (6.7%)

(注) 各年における定員管理調査にて報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 9,648,424	千円 △ 208,968	千円 690,800	% 7.2	% 7.3

区分	職員数 A	給与費			一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
6年度	96	千円 405,305	千円 105,642	千円 179,853	千円 7,196

(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
千円 7,099

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三重県	44.7 歳	375,413 円	561,509 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,873 千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,775 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当 (7年4月1日現在)

三重県	参考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 19.6695 月分	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 19.6695 月分
勤続20年 24.586875 月分	勤続20年 24.586875 月分
勤続25年 33.27075 月分	勤続25年 33.27075 月分
勤続35年 47.709 月分	勤続35年 47.709 月分
最高限度 47.709 月分	最高限度 47.709 月分
1人当たり平均支給額 6,911 千円	1人当たり平均支給額 8,825 千円
22,385 千円	22,793 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

##### ウ 地域手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		20,038 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		209 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	94 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	2,055 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	30 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	71.9 %		
手当の種類（手当数）	3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	38,397 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	452 千円
支給実績（5年度決算）	38,008 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	452 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額12,000円 ・配偶者 月額3,000円 ・その他 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円を加算	同じ		12,451 千円	244,137 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		7,087 千円	272,577 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額150,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		16,537 千円	190,080 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		8,598 千円	781,636 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		119 千円	23,800 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者等と別居して単身で生活することになった職員に支給 ・月額30,000円＋加算額（配偶者等の住居との距離に応じて8,000円～58,000円）	同じ		360 千円	360,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 6,312,763	千円 △173,336	千円 513,903	% 8.1	% 8.6

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
6年度	72	千円 304,509	千円 73,939	千円 135,455	千円 7,138

(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
千円 6,609

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	44.0 歳	387,894 円	569,935 円
団 体 平 均	45.1 歳	352,214 円	549,834 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,881 千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,775 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (7年4月1日現在)

三 重 県	参 考 (三重県の知事部局等)
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 1人当たり平均支給額 6,911 千円	(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 1人当たり平均支給額 8,825 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		15,197 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		211 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町	4.7 %	75 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		482 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		11 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		61.1 %	
手当の種類（手当数）		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場作業手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
用地等交渉業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	23,417 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	372 千円
支給実績（5年度決算）	21,509 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	326 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額12,000円 ・配偶者 月額3,000円 ・その他 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき5,000円を加算	同じ		10,511 千円	300,314 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		5,196 千円	288,667 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額（最高 月額150,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～月額40,700円 （交通機関併用者については、駐車場利用料金の1/2を支給〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		10,792 千円	189,333 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		8,334 千円	833,400 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に応じて6,000円～12,000円	同じ		9 千円	9,000 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 5,854,339	千円 △523,354	千円 2,113,855	% 36.1	% 39.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	276	千円 1,136,646	千円 459,488	千円 517,721	千円 2,113,855	千円 7,659

(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費	千円 8,001
-----------------------------	-------------

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

医師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	43.6 歳	551,901 円	1,258,293 円
団 体 平 均	42.2 歳	581,154 円	1,481,949 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

看護師

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	45.4 歳	365,845 円	576,714 円
団 体 平 均	41.0 歳	320,672 円	534,224 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

事務職員

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 重 県	43.9 歳	375,420 円	555,770 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,022 円	548,970 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 重 県	参考 (三重県の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,876 千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,775 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

三重県			参考（三重県の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	3,183 千円	12,240 千円	1人当たり平均支給額	8,825 千円	22,793 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		67,540 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		240 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師	16 %	22 人	16 %
上記以外の職員	4.7 %	256 人	4.7 %

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	99,486 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	408 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	93.5 %		
手当の種類（手当数）	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医療業務等接触手当	各手当の詳細については、三重県のホームページの三重県法規集データベースをご覧ください。		
夜間看護等手当			
変則勤務手当			
病院群輪番制等救急業務手当			
災害応急作業等手当			

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	79,223 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	301 千円
支給実績（5年度決算）	92,075 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	367 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額12,000円 ・配偶者 月額3,000円 ・その他 月額6,500円 ・15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子につい ては、1人につき5,000円を加算	同じ		34,020 千円	251,997 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月 額15,000円を超える家賃を支払っている 職員に支給 ・最高 月額28,000円	同じ		16,547 千円	275,787 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関 を利用又は交通用具を使用して通勤し ている職員に支給 ・交通機関利用 定期券等の価額 （最高 月額150,000円） ・自動車・自動二輪車使用 距離に応じて月額3,000円～ 月額40,700円 （交通機関併用者については、 駐車場利用料金の1/2を支給 〔上限3,500円〕） ・自転車使用 月額3,000円	同じ		28,140 千円	110,787 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ず配偶者等と別居して単身で 生活することになった職員に支給 ・月額23,000円+加算額（配偶者等 の住居との距離に応じて6,000円 ～45,000円）	同じ		816 千円	408,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌 日の午前5時までの間に勤務した職員 に支給 ・1時間当たりの給与額×25/100× 勤務時間数	同じ		28,890 千円	186,389 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・看護師の宿日直 勤務1回につき7,000円 （5時間未満 3,500円） ・医師又は歯科医師の宿日直 勤務1回につき21,000円 （5時間未満 10,500円）	異なる	病院事業職員は以下の支給なし 〔一般〕 勤務1日につき4,400円 （5時間未満 2,200円） 〔常直〕 月額22,000円 （勤務日数1/2以下 11,000円）	16,126 千円	413,477 円
管理職手当	管理又は監督の地位の職にある職員に 支給 ・行政職給料表 最高 月額104,100円	同じ		14,214 千円	1,015,286 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位の職にある職員が 臨時又は緊急の必要等により週休日又 は休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき管理職手当区分に 応じて6,000円～12,000円	同じ		367 千円	73,400 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師の資格を有し、採用 による欠員補充が困難な職に採用され た職員に一定期間支給 ・最高 月額430,400円	異なる	・最高 月額430,400円	74,537 千円	3,726,832 円

（注） 実績のあったもののみ掲載しています。